平成２１年（フ）第１１２号
愛媛県新居浜市下泉町１丁目５番38号
債務者　若原　聖子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１１４号
愛媛県西条市禎瑞1584番地
債務者　宮武　知子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第７５号
福岡県嘉麻市上臼井1463番地７
債務者　松尾　純一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２１８号
福岡県久留米市安武町安武本1316番地４
債務者　宇木千佳子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１２号
宮崎県小林市須木大字下田795番地
債務者　岩下　房枝
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１４２号
宮崎県都城市南横市町7081番地１　コーポ幸明２－Ｂ
債務者　吉村　美保（旧姓野本）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第７５号
鹿児島県奄美市名瀬井根町７番５号
債務者　浜元　秀幸
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第７９号
鹿児島県大島郡和泊町喜美留249―１、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬仲勝町21番地５
債務者　窪田　秀和
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９１号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1115番地22
債務者　慶　　清美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９１号
鹿児島県鹿屋市王子町3928番地18
債務者　山下　利和
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
鹿児島県鹿屋市王子町3928番地18
債務者　山下　純子（旧姓山元）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字石垣152番地の３
債務者　嵩西　　淳
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２０号
沖縄県石垣市美崎町16番地の７　大良館美崎３－Ｃ
債務者　塩見　　輝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２１号
沖縄県石垣市字新川2212番地　県営住宅新川団地６号棟204号
債務者　伊礼　里和
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２２号
沖縄県石垣市字登野城２番地の24
債務者　新坂由美子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２２３号
秋田県男鹿市船川港南平沢字越名坂13番地190
債務者　斉藤　香織
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５４号
秋田市下北手松崎字大巻34番地　県営住宅Ｒ８―402号
債務者　中泉　　雄
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部